

2. 地区別景観形成方針

我孫子市全体を対象とした景観形成基本方針に基づき、地区ごとの景観形成を具体的に推進するために、地域的広がりや地域社会のまとまりに対応した地区別景観形成方針を策定します。

1 地区別景観形成方針の考え方

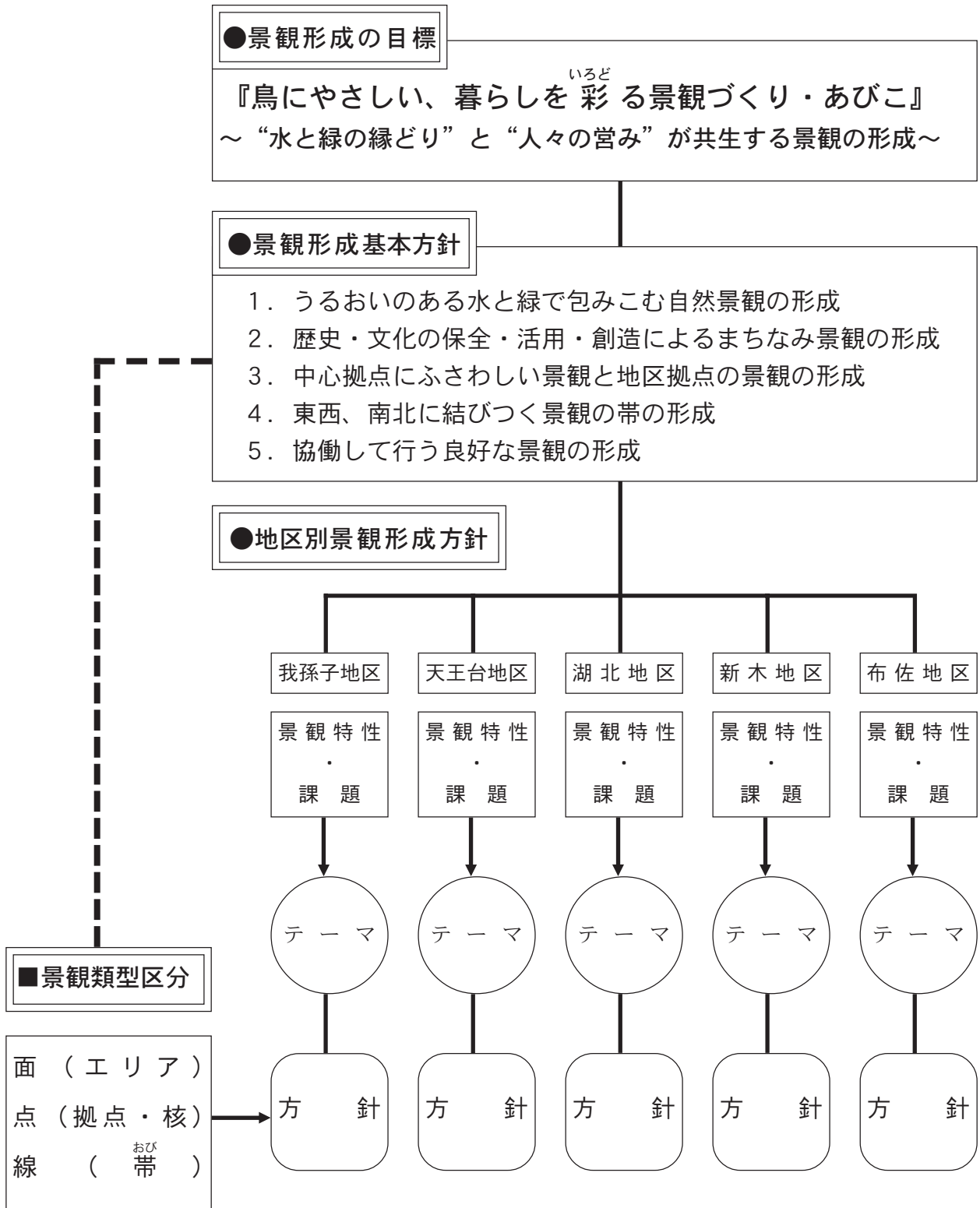
地区の区分としては「第一次基本計画（平成14年3月）」における将来都市像の諸計画や日常生活空間の地域的まとまりに基づき、我孫子、天王台、湖北、新木、布佐の駅を中心とした5地区に区分します。ここでは、各地区の景観特性と課題を整理したうえで、景観形成のテーマと方針を設定します。

さらに、市全域の景観形成基本方針もふまえ、景観の類型に応じて面（エリア）と点（拠点・核）と線（帯）に区分し、地区別景観形成の具体的な方針として設定します。

●地区区分図



地区別景観形成方針の組み立て



2 目標

あびこの景観については、自然景観、歴史・文化的景観、まちなみ景観の要素で分類しました。ここでは、地区別景観形成方針をより具体化することを目的として、景観の類型に応じた区分を行い、それぞれ面(エリア)、点(拠点・核)、線(帯)として設定し、整理することとします。

- 面(エリア)的景観 土地利用や環境において同質な景観特性をもち、一定の広がりのあるまとまりとしてとらえる景観
- 点(拠点・核)的景観 地区の主要な施設、オープンスペース、あるいは史跡などの景観形成上価値のある拠点・核的要素の景観
- 線(帯)的景観 道路など都市の骨格となる連続性のある景観

【面(エリア)的景観】

- 水辺景観形成エリア 手賀沼や利根川、古利根沼の水辺空間の保全、活用による景観の形成
- 緑の景観形成エリア まちを縁どる田園と斜面緑地の保全、育成及び生物が生息できるような多様性に富んだ緑の環境の形成
- 農村集落地景観形成エリア 農地などの身近な緑と調和した集落地景観の形成
- 市街地景観形成エリア まとまりと個性のあるまちなみ景観の形成
地区計画、景観協定、建築協定、緑地協定の推進
- 集落地景観を生かした市街地景観形成エリア 伝統的な緑やたたずまいを活かしたまちなみ景観の形成
地区計画、景観協定、建築協定、緑地協定の推進
- 歴史・文化的景観形成エリア 旧街道のまちなみや歴史的・文化的遺産の保存、活用
地区計画、景観協定、建築協定、緑地協定の推進

【点（拠点・核）的景観】

- | | |
|------------------------------|---|
| ○みどりの核 | 公園・緑地などのオープンスペースで都市空間をやわらげるとともに、生き物の生息環境となる緑の形成 |
| ○中心拠点
(我孫子駅周辺から
手賀沼まで) | 我孫子市の顔にふさわしいにぎわいのある景観の形成 |
| ○地区拠点
(我孫子駅以外の
主な駅周辺) | 各地区の顔となる個性のある景観の形成 |
| ○シンボル景観拠点
地域のシンボル | 地域のシンボルとなる先導的な景観の形成 |

【線（^{おび}帯）的景観】

- | | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| ○ ^{おび} 広域帯 | 国道6号と県道我孫子利根線を広域的な役割を担う景観の帯として形成 |
| ○ ^{おび} 営み帯（東西の帯） | 市街地を結びつける国道356号と手賀沼ふれあいラインを景観の帯として形成 |
| ○ ^{おび} 架け橋帯（南北の帯） | 市街地と周囲の自然環境を結びつける架け橋となる景観の帯として形成 |
| ○歩行者の ^{おび} 回遊帯 | 水と緑と歴史と文化が楽しめる歩行者系の回遊ルートの形成 |